

ご相談ください！

下記のような悪質商法や詐欺で困った時、商品・サービスの契約トラブル、クーリング・オフなどの消費生活に関するお悩みは、「消費者ホットライン 188（いやや!）」または「各務原市消費生活相談室」でご相談できます。

例

【点検商法】

「無料で点検する」、「屋根の瓦がずれている」と言って訪問し、点検後に「今すぐ工事しないと危険」などと不安をあおって、工事やサービスの契約を迫ります。「今なら特別価格」などの言葉で巧みに誘います。

【次々販売】

「病気になるない」と言い、健康食品などを高額で契約させます。一度契約すると、ふとん類や家庭用電気治療器など健康に関する商品を次々と勧めます。また、急に商品を送りつけてくるケースもあります。

【ワンクリック請求】

ウェブサイト閲覧中、無料画像などで巧みに有料サイトに誘導され、年齢確認ボタンなどを押したとたん、登録・料金請求の画面が出て、問い合わせ先が表示されます。

【不当要求・架空請求】

突然、電話・手紙・メールなどで「未払いがある」、「すぐに払え」と請求書を送りつけてきたり、コンビニや銀行でお金を早急に振り込むよう誘導します。

【キャッチセールス】

街頭で「アンケートです」と声をかけ、事務所へ連れていき、高額な商品や教材などを売りつけたり、セミナーなどの勧誘をします。

【マルチ商法】

販売組織の会員がほかの人を組織に勧誘して利益を得ます。たくさんの商品を購入したのに会員を集められず、大きな借金だけが残ってしまいます。

【消費者ホットライン】

188(いやや)泣き寝入り!

※市や県などの消費生活相談窓口につながります。

※年末年始を除く。

◇お問い合わせ先 ◇

各務原市役所

消費生活相談室(まちづくり推進課内)

電話 058-383-1884